

令和 元年 10月 21日 開会

令和 元年 10月 21日 閉会

令和元年（2019年）第3回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和元年（2019年）第3回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和元年10月21日（月曜日）

令和元年（2019年）第3回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和元年10月21日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

不応招議員

なし

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第55号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例
第 6	議案第56号 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結について
第 7	議案第57号 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結について
	閉 会

令和元年（2019年）第3回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和元年10月21日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和元年10月21日（月）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
総務課長	濱田多実博	財 政 課 長	水谷法夫
環境管理課長	玉本真也	海山総合支所長	植地俊文
教 育 長	中井克佳	学校教育課長	宮本忠宜

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 平野隆久	16番 中津畑正量
----------	-----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

---

**東清剛議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和元年第3回紀北町議会臨時会を開会いたします。

ここで少し時間をいただきまして、10月18日から19日にかけての記録的な大雨により、被災されました方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

---

**東清剛議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

**脇俊明議会事務局長**

おはようございます。

令和元年第3回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年10月21日（月曜日）午前9時30分開議

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 日程第1      | 会議録署名議員の指名                    |
| 第2        | 会期の決定                         |
| 第3        | 諸般の報告                         |
| 第4        | 行政報告                          |
| 第5 議案第55号 | 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例    |
| 第6 議案第56号 | 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結について |
| 第7 議案第57号 | 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結について       |

以上でございます。

東清剛議長

これより、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 平野 隆久君

16番 中津畑正量君

のご兩名を指名いたします。

---

#### 日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

#### 日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る10月15日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行わ



れました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり、付議された事件は、紀北町生活環境の保全に関する条例の一部改正、紀伊長島地区学校給食センター厨房機器及び給食用コンテナ運送車購入契約の3件であります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。普通会計及び水道事業会計の令和元年度8月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

---

#### 日程第4

##### 東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することいたします。

尾上町長。

##### 尾上壽一町長

皆さんおはようございます。

本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜わり厚く御礼を申し上げます。早速ではございますが、本日の会議にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

10月18日の記録的な大雨による被害状況についてでございます。

10月18日から降り続いた記録的な大雨により10月20日現在の本町における住家・非住家の被害状況につきましては、住家の床下浸水が14棟、非住家の床下浸水が2棟、一部損壊が1棟、合計17棟でありました。

被災状況につきましては、お手元に配布の資料のとおりとなっております。なお、公共

施設等の被害につきましては、現在調査中でございます。

被災された方々には、心からお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

また、先の台風19号におきましては、幸い当町では大きな人的及び建物における被害の発生はございませんでした。しかしながら、関東甲信・東北地方などでは、甚大な被害が出ております。この台風19号でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。本日の会議にあたりましての行政報告とさせていただきます。

東清剛議長

以上で、行政報告を終わります。

---

#### 日程第5～第7

東清剛議長

お諮りいたします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第5 議案第55号から日程第7 議案第57号の3件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 東清剛議長

異議なしと認めとます。

したがって、議案3件については一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それでは本議会臨時会に上程をいたしました議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第55号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例であります。事業活動と町民生活との調和を図り、町民の健康を保護し、安全な生活環境を確保することから、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結についてであります。紀伊長島地区学校給食センターに導入する大型厨房機器の購入に伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結についてであります。紀伊長島地区学校給食センターにおいて、使用する学校給食用コンテナ運送車の購入に伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、3件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議のうえご可決賜われますようよろしくお願いを申し上げます。

## 東清剛議長

続いて、議案第55号の内容説明を求めます。

玉本環境管理課長。

## 玉本真也環境管理課長

では、議案をご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第55号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

紀北町生活環境の保全に関する条例（平成 31 年紀北町条例第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 10 月 21 日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

事業活動と町民生活との調和を図り、町民の健康を保護し、安全な生活環境を確保することから本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次のページ、2 ページは改正文です。

改正文の末尾、附則の規定をご覧ください。

この条例は、令和 2 年 2 月 1 日から施行するとしています。

改正の内容は、次のページ、3 ページ新旧対照表でご説明いたします。

本改正案は、これまでに要望がありました「条例に罰則規定」を、とのお声に対応するため、規定に違反した者に対し罰則を科し、条例の実効性を担保する制度へと移行をしていこうとするものです。

これまで、規定の手続きとして必要な「検察庁」との協議をすすめてきましたが、この度、協議が終了し承知された結果をもって、議案上程をしました。

まず、第 7 条からご覧ください。

「開発行為の届出」は、生活環境に支障を生じさせるおそれのある開発行為については、届け出のあと協議を求め、規制をしていくもので、開発行為の始まりから完了まで、町は関与し調査や異常の発見に努め、必要な指導を継続していくことから、条例設計の根幹部分となっているものです。

今回、第 7 条の「届出の義務等」に違反した者に対し罰則を科すにあたり、検察庁からは、現在の「届出と協議」を総括した規定文より、「届出」と「協議」を、分割した表記規定が望ましいとの検察権を行使する立場の要請にお応えしたもので、1 項から「協議」を削除して規定文を整理し、4 項、5 項に「協議」部分の規定を加え整理したものです。

なお、本改正に伴う改正後の条例については、罰則の追加を除き、現行条例からの内容・制度には変化はありません。

第 28 条以降が本則に加えようとする罰則規定です。

第 28 条は、条例に違反し、指導又は勧告に従わないときは、停止命令又は措置命令を出

しますが、命令に違反した者に対し、2年以下の「懲役刑」又は100万円以下の「罰金刑」を制裁として科すとするものです。

第29条は、届出を偽り、開発行為に着手した者に対し、1年以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑を科すとするものです。

第30条は、開発行為の届出をせず 開発行為に着手した者に対し、50万円以下の罰金刑を科すとするものです。

第31条の第1号では、立入調査等を拒み、妨げ、又は忌避した者、第2号では、町の求めによる報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者に対し、30万円以下の罰金刑を科すとするものです。

4ページとなります。

第32条は、行為者等を罰する規定を加えることにより、本来処罰すべき者を処罰し得ないことが無いよう、行為者等に罰則を適用させようとするものです。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。ご審議をお願いいたします。

#### 東清剛議長

続いて、議案第56号及び議案第57号についての内容説明を求めます。

宮本学校教育課長。

#### 宮本忠宜学校教育課長

それでは、議案第56号 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結について、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第56号 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結について、次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 紀伊長島地区学校給食センター大型厨房機器の購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 7,733万円
- 4 契約の相手方 三重県松阪市豊原町909番地の1  
株式会社三重特機  
代表取締役 稲垣 貴行

令和元年10月21日提出

提案理由

紀伊長島地区学校給食センターに導入する大型厨房機器の購入に伴い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

本町の学校給食につきましては、海山地区がセンター方式、紀伊長島地区が自校式で運営しておりますが、紀伊長島地区の自校式の給食施設につきましては、平成24年度に整備しました紀北中学校を除き、整備後50年経過し老朽化が進んでいる施設もございますことから、今年度学校給食センターを津波浸水想定区域外であります、赤羽地区に整備を進めております。

この度は、建設中の学校給食センターに設置する厨房機器の備品購入契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の6ページをお願いします。

議案書6ページにつきましては、資料1としまして、紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入の購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費に関しましては、契約金額が7,733万円であります。この契約金額は、物品価格の7,030万円に10%の消費税703万円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により2社の参加があり、最低価格を提示した、株式会社三重特機が落札いたしました。

予定価格の8,006万8,000円に対する落札率は95.93%であります。

次に購入する厨房機器の概要でございますが、厨房機器を設置する検収室などの各部屋への主な備品などの数量等と搬入費の内訳となっております。

検収室には、防水型デジタル台はかり1台、水切台付1槽シンク1台などがございます。

野菜下処理室には、パススルー冷蔵庫1台、下処理用3槽シンク2台ほか、魚肉下処理室・食品庫・仕分室には、器具消毒保管機2台、フードカッター1台ほか、調理室では、ステンレス製回転窯4台、自動反転ほぐし機1台ほか、アレルギー食コーナーでは、移動台1台、システム調理台1台ほか、和え物室では、真空冷却機1台、和え物用回転窯1台ほか、洗浄室では、食器・食缶洗浄機1台、3槽シンク1台ほか、コンテナプールでは、蒸気式天吊りコンテナ消毒装置8台、コンテナ8台ほか、前室では、オートサンテーション前室2人用2台、シューズ殺菌庫3台ほか、搬入費として、搬入据付費1式、試運転調

整費 1 式ほかとなっております。

納入期限は、令和 2 年 3 月 19 日でございます。

議案書 7 ページをお願いします。

議案書 7 ページにつきましては、資料 2 として紀伊長島地区学校給食センターの平面図となっております。

検収室、野菜下処理室などの各部屋の配置と、厨房機器の設置位置を表示しております。

議案書 8 ページをお願いします。

議案書 8 ページにつきましては、資料 3 として検収室から前室までの各部屋に設置する厨房機器の間口、奥行、高さを表した寸法と設置する数量を表しております。

各部屋に設置する厨房機器の寸法、設置数量等の説明は省略させていただきますが、議案書 6 ページの概要で各部屋に設置する主な厨房機器と設置台数を説明させていただきましたが、各部屋に設置する厨房機器の詳細な明細となっております。

以上で、議案第 56 号の説明を終わらせていただきます。

#### 宮本忠宜学校教育課長

続きまして、議案第 57 号 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の 9 ページをお願いします。

議案第 57 号 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結について、次のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 学校給食用コンテナ運送車 2 台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,480 万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀 820 番地 1  
有限会社 山口自動車工業  
取締役 山口 公孝

令和元年 10 月 21 日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀伊長島地区学校給食センターにおいて使用する学校給食用コンテナ運送車の購入に伴

い、備品購入契約を締結するにあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

学校給食用コンテナ運送車2台の購入につきましては、今年度赤羽地区に整備を進めており、来年度4月より運用を計画しております、紀伊長島地区学校給食センターにおいて、三浦小学校、海野小学校、西小学校、東小学校、赤羽小学校の小学校5校、赤羽中学校の中学校1校、紀伊長島幼稚園の幼稚園1園に給食を運送するための車両を2台購入するものでございます。

議案書10ページをお願いします。

議案書10ページにつきましては、資料1としまして、学校給食用コンテナ運送車購入に伴う、購入費、概要、納入期限についての説明となっております。

まず、購入費につきましては、契約金額が1,480万円であります。この契約金額は、物品価格の1,345万4,546円に10%の消費税134万5,454円を加えたものでございます。

入札は、一般競争入札により2社の参加があり、有限会社山口自動車工業が落札いたしました。

予定価格の1,925万8,800円に対する落札率は76.85%であります。

次に車両の概要でございますが、購入数量等につきましては、購入台数は2台でございます。車種は、いすゞエルフ保冷バン、車両形状といたしましては、バン専用シャーシの2トン車でございます。コンテナ運送車としての架装は1式であります。

これらの内容であります。車両につきましては、寸法が全長5,395mm、全幅1,970mm、全高2,990mmであります。エンジンの馬力は150馬力で、排気量は3,000cc、トランスミッションはAMT、オートメイトマニュアルトランスミッションでございます。

特別仕様の付属品といたしまして、助手席エアバック、キーレスエントリー・イモビライザー、サイドバイザー、フロアマット、ドライブレコーダー、文字入れ等でございます。

架装といたしましては、コンテナ加工1式、シャッター式の荷室リアドア、アーム式のパワーゲート等でございます。

納入期限は、令和2年3月27日でございます。

議案書11ページをお願いします。

議案書11ページにつきましては、資料2といたしまして、車両の上部、側面、後方から見た外観と、シャッター式の荷室リアドア、コンテナ固定用の当て木、アーム式パワーゲートを表示いたしました外観図でございます。



以上で、議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 東清剛議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

---

### 日程第 5

#### 東清剛議長

日程第 5 議案第 55 号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

4 番 岡村哲雄君。

#### 4 番 岡村哲雄議員

4 番 岡村です。今回、改正案が出まして私は概ね良いと思うんですけども、若干ちょっと疑問があるところがございますので、質疑させてもらいたいと思います。

いずれにせよですね、今現在ですね、県の土砂条例、尾鷲市の土砂条例が検討されておりますもので、これがもし出てくればですね、更に改正も必要になるんじゃないかというふうに私は思っております。

今回はこの議題に対する質疑ということで、これに絞らせていただきたいと思います。

内容を見ますとですね、私ちょっとおかしく思ったのは、この第 7 条で協議と届出のところちょっと分けたということですね、疑問に思っておったんですけど、先ほど課長から言われましたとおり検察庁のアドバイスとか助言がありまして、この届出制に対する罰則をする場合は、やっぱり分けたほうが良いと。

なるほどなと思ひまして納得できました。それはそれでよろしいんですけども、3 ページの第 7 条の右のほうを見ますと、第 1 項ですね、第 7 条の。旧のほうにはですね、第 7 条の終わりのほうに、第 3 項に掲げる事項について町長と協議しなければならないと、こうなっております。

それを左の新しいほうですね、4番と5番に分けていますね、ここの部分をね。先ほど言われましたとおり協議とあれを分けておるみたいですね、届出とね。この中で4番にですね、右のほうですと、旧ですと「町長と協議しなければならない」と。ところが左のほうの4項を見ますと、「協議を求めることができる」となっております。5番は、「求められた時はこれに応じなければならない」と、これはよろしいんですけども、「協議を求めなければならない」と「協議を求めることができる」という、ちょっと甘いんじゃないかなと思うんですけど、この辺につきましてどういう趣旨ですか。協議を求めないこともできるということにも判断できるんですけども、ここはどうですか。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず検察庁のアドバイスですが、届出制によるというアドバイスではございません。今回、罰則に届出義務違反という罰則をつけましたので、条文中でそういった部分を明確に分けてほしいという部分で改正したというものであります。

それと、求めることができるということで、求めた場合は業者はこれに応じなければならないと義務を科してありますので、あたかも選択できるかのようにはしてありますが、あくまで生活環境保全の条例でありますので、目的の達成のためには我々は求めてまいります。以上です。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の話では求めることができるんやけども、求めないことができるという判断はしなくてよいということですね。そこだけ確認します、もう一度。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

本来ですね、この条例についてはあらゆる構造基準を設けてあります。それはこの構造基準を網羅しておれば事業が開始可能ということなんです、当初から生活環境保全に対して十分な措置を施され安全な業者という確認をされていれば、そこは協議は求めない可能性はございますが、町としてはいろいろと事業者等から意見を聞きながら、その事業の

内容をしっかり精査し判断をしていくというものであります。

#### 東清剛議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

わかりました、だいたいわかりましたけども、規則を全部網羅しておれば、規則すべてオッケーだったら求めないことがあるということですが、協議は話し合いはすることはできるんですね。

#### 東清剛議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

この条例の特色なんですけど、協議の部分、届出の部分については相当細かく記載しております。まずあらかじめ町長に届出、次に第3項に記載する事項を届出、そして更には規則で定める事項を届出ということで、3段階の届出がありまして、それらについて指導していくこととなりますので、その都度その都度、実質は協議になるのかな、そういうふうに感じております。

#### 東清剛議長

ほかに質疑される方はおりませんか。

15番 平野隆久君。

#### 15番 平野隆久議員

じゃあ2点お伺いします。まず1点目なんですけれども、附則のところなんですけれども、これは2月1日からということで4カ月とったかなと、周知の期間ということで、前も条例の時も4カ月とったと思うんですけれども、この罰則規定の会則についてもやっぱり周知の期間は4カ月必要だと判断されたのか、その点詳しく答弁を求めます。

あともう1点なんですけども、3ページの罰則規定に入ることなんですけども、5の「開発業者は前項の協議を求められた時は、これに応じなければならない」ということで、求められた時、応じなければ罰則規定が科されるというふうに判断するんですけども、状況応じて、応じる応じないという状況をどういうふうに判断されるのか。例えば期限的に切るというのは、これには載っていませんので、期限的なもので判断するのか、そういう点の確認の有無、例えばの話、応じようと思っただけで、ズルズル引き延ばされる可能性も無きにしも非ずと思いますので、その点についての判断をどうされるのか、2点に

ついでに答弁を求めます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず附則の施行の関係でございます。やはり一定期間の周知期間は必要ということなんです、その判断のよりどころなんです、罰則の規定なんです、今回、刑事罰として地方自治法の限度額の上限で規定してございます。公布日や1カ月程度の期間の採用は本当ではないという趣旨の協議をしております。

まず罰則規定なんです十分な猶予期間を置くことが必要と考えておまして、最低限緊急性の理由が認められる必要があると思っております、条例違反といった実例がなく、また罰則がないことの弊害が現状ではない中、緊急性を主張することは困難であると考えております。

また、応じなければならないということですが、もし協議を町から要請して応じない場合は2種類あると思っております。応じなく事業を施工してしまった場合、それはすぐに停止の行政指導をし、応じなければ停止命令を出していくと。そして、それが守られない場合は警察に告発という格好になろうかと思っております。

協議を求めて、求めない場合で、まだ事業が始まらず事業者がまだ資料等の整理をしている場合があると思っております。また、緊急に事業者は事業をしようとしているのではなく、事前の相談の段階があると思っております。そういった場合には、一定期間、事業者と連絡をとりながら協議に応じていく期間等を調整していくことになろうかと、そのように考えてございます。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

附則の点については土砂条例の条例制定の時には4カ月ということで、できるだけ早くという気持ちもあつたんですけども最終的には4カ月と。この罰則規定についても改正です、もう早くできたらという気持ちもありましたので答弁を求めました。

あと、応じる罰則規定の期限ですけども、罰則規定を科す前に停止命令というのが、元々のありますんで、その停止命令をかけてその間をみていくということで判断していかと思うんですけども、その点についても再確認と。あとその停止命令を出す時はやっぱ

りある程度きちっとした対応を、早急に停止命令を出していただきたいと思っておりますので、その点についても迅速な判断をお願いしたいと思うんですけど、再度この2点についての答弁を求めます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず早急な対応ということで執行部としては、そこは大変重要視してございます。改正前の旧のほうを見ていただきたいと思うんですが、4項では期限を定めて届出をするよう勧告するものということで、一定期間の期限を延長できるかのような規定がございましたが、それはすべて取っ払いました。あくまで危険な事業が遂行された場合には、すぐに措置命令、停止命令と入っていききたいと、そのように考えてございます。

**東清剛議長**

よろしいですか、ほかに質疑される方は。

2番 田島明良君。

**2番 田島明良議員**

罰則規定の28条以下ですね、32条までですかね、いろいろ細部にわたって分けておられるんですけども、この28条は命令違反は2年以下の懲役又は100万円以下、29条は虚偽の届出は1年以下100万円と、それによって内容によって違うんですけども、そこら辺の経過ですね、説明をよろしくをお願いします。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

検察庁との経過ということだと考えます。罰則の規定ですが、罰則規定協議案は現在のものより強度のもので協議を開始してございます。検察庁からの指摘には関係法令と条例の目的の相違の如何、また法令の罰則と条例の罰則の程度。あと最高裁機関に反するか否かなど法律との整合に向けた協議が中心でありました。これまでの協議におきまして指摘等を踏まえ修正案を示しつつ協議を進め、本議案提案の規定内容で特段の意見はないという承諾を得たことから、本案の罰則の程度は相当なものというふうに考えてございます。

**東清剛議長**

田島明良君。

## 2番 田島明良議員

一番軽い罰金ですと30万円なんですけども、これよりもやっぱり50万円、100万円って上乗せするか、また懲役刑はないわけですね、この30条以下の場合。これも懲役刑とかそういうことも可能じゃないかなと思いますけども無理ですか。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

罰則の違反行為の程度に対する罰則の程度、それも合わせた協議でございますので、その結果こういった罰則の程度になったというものであります。

東清剛議長

ほかに質疑される方は。

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

この罰則規定のですね、件につきましては、28条、29条ですね、おそらく前は公害防止協定、今は環境条例になっていますね。だから、国の法律をまったく準じておるというふうに私は解釈しております。

それから、このあと50万円についてはですね、ちょっと僕もそこまで六法全書を読まなんだでわからんだんですけども、なぜ50万円になったのかと。28条、29条はこれ以上のものはつくれません。上位条例のいわゆる法律がそうなおるわけですからね。だから、法律との整合性を考えられたんだと。

それともう1つはですね、検察とご相談されたということでございますけども、弁護士とも相談はされなかったんですかということの確認をお願いいたします。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず第30条の50万円の程度でございますが、これは無届出の罰則が軽いのではないかというご意見かと思えます。刑法では罪を犯す意思がない行為は罰しないを原則とした規定がございます。行為違反、処罰の原則と言いますが、その原則に従いまして故意による行為を処罰する原則ですべての条例は構成してございます。過失による行為を処罰するには、その旨の規定が必要でありまして、主にはそれが第30条の無届出関係の罰則という位置づ

けであります。

また、この罰則の程度を協議する中で検察庁は具体的に風営法とかの例をあげまして、罰則の程度は当初町が示した罰則の程度よりは低いもの、相当ではないといったご助言もいただいております。そういったことから50万円ということで、再協議した結果、特段の意見がないという意見を得られたものであります。

あと弁護士との相談ということでございます。弁護士とはこの本則の状態、この本則に罰則を追加していくことについては問題がないかという協議にはしてございます。問題がないという話でございましたので、ただ罰則の程度については、ここは検察庁との協議が必要になってきますので、その協議結果をもって今回上程をさせていただいたというものであります。以上です。

#### 東清剛議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

私がさっき言ったのはね、28条、29条はですね、法律の環境条例がありますね。その中にいわゆる幾らですか、100万円以下懲役何年ね、これを全くその通り適用しておると、合法性があるというふうに私は解釈しとるわけです。その辺も勉強されておそらく検察庁と打ち合わせした。これを一番先に僕は聞いておったわけですよ。それに対して答弁が何もない、どうですか。

#### 東清剛議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

議員のおっしゃるとおり廃掃法の関係、また産業廃棄物の処理施設の関係の法律、すべて罰則等を比較した表を検察庁に出しまして、その中で協議した結果こういったことになったということで、法律との整合を図っていったというものでございます。

#### 東清剛議長

瀧本攻君。

#### 10番 瀧本攻議員

検察庁と打ち合わせする前にですね、環境課長はですね、自分でその法律を熟読されたんですか、その辺のところですね、検察庁と協議するにあたってですね、そういうことの知識を持っておらんとですね、検察の打ち合わせもできないでしょうということを僕は

言っておるわけです。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

検察庁の協議におきましては、刑罰という大変重い規定を協議していく内容でありますので、法律については全て確認し、またそれを飲み込み、その上で検察庁と協議させていただいたというものであります。

東清剛議長

よろしいですね。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

3番 柴田洋巳です。私はまだ質疑と質問とごっちゃになっていることもありますので、その点いろいろ問題がありましたら、議長、遠慮なくご指摘ください。

東清剛議長

自分で考えてください、自分でやってください、それは自己責任の問題です。

3番 柴田洋巳議員

今回のですね、改正の基本的なところを、私は質疑いたします。

私はですね、臨時議会提案の条例の一部改正の案内を見てびっくりしました。さらに提案理由、それから改正項目、改正内容を見て唖然としました。何故ならば私は6月議会、それから9月議会で、条例改正項目をあげ、今すぐ全部改正すべきだと、そういうことを町長に申し上げました。

しかし、尾上町長はですね、議会で十分審議をしていただき議決していただきましたので、条例ですので、現時点でね、改定する考えはまったくないと、二度もこういう答弁をいたしました。これは間違いありませんよね。

それでですね、これがどうしてね、今回、全員協議会あるいはかけないで、いきなり臨時議会に提出しなければならなくなったのか。先ほどいろいろお話がありましたけど、検察庁と相談したとか、検察庁で相談するということは、これは義務付けられてないんです。検察庁よりも我々議員のほうがですね、今、瀧本議員がおっしゃったように、我々のほうが勉強しているかもわかりません。

その辺でですね、どうして検察庁ということですね、何度も繰り返して説明しようとし



ているのか。それが我々議員にもわかりませんし、また、このテレビを見ている町民の方もわからないと思うんです。その辺を明確にお聞きいたします。何故検察庁、検察庁と繰り返し言っているのか。その前に我々でやっぱり議論、徹底的な議論をすべきだと思います。瀧本さんそうですよね。以上です。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

全部改正等をする気がないというのは、議会でもお話させていただきました。議会の議決をいただいてですね、議論していただいたことですので、今回もですね、必要な部分だけの改正ということになりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

検察庁との協議の過程はですね、また後で課長のほうからさせていただきますけど、これは基本的にこれを告発する時に受けていただくのは検察庁なんですよね。起訴にするか、不起訴にするか、ですからその部分とですね、十分詰めていないと、この罰則そのものが不適切であれば起訴してもですね、不起訴になって条例の効果が出ないという形になりますので、起訴する相手となる検察庁とですね、しっかり議論してきたということでございます。

あと補足よろしく申し上げます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

条例の罰則にかかる検察庁の協議ということなんですが、これは事前協議を行わなかったことにより、過去において国の法令との関係で問題があるものや、構成要件が不明確なもの、また義務規定を定めた本則との間に齟齬があるもの、また両罰規定を欠くものなどが散見されるということで、こういった不備欠陥のある条例が制定されると、本来検察が処罰すべきものを処罰しえないことになるという可能性があるということから、実行性のある条例をつくるためにも、また一般法令の権威にも少なからず影響を及ぼすということから、検察庁からすべての自治体に対し罰則を規定するにあたっては協議をするようにという要請があることから、協議が必要なものでございます。以上です。

**東清剛議長**

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

もうちょっとお聞きしたいんですけども、また質疑の範囲から離れますので、反対討論のところで行います。ただ1つですね、第32条ですね、32条、これは私のこれまでの勉強では、両罰規定ということになると思うんですけども、この文言が抜けておりますが、その辺は玉本課長どうですか。これ全国の条例にはこういう項目が入っております。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

両罰規定ですが、第32条の規定が両罰規定となります。他所の条例では両罰規定に見出しを付けて条文を規定しているところがあります。たぶんそれをおっしゃっているのかと思いますが、両罰規定はあくまで罰則の規定の一部でありますので、立法技術的には見出しはつけないことが通例であります。

東清剛議長

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

今回の条例は、私何回も言ってますけども、本当にわからない、住民には、あるいは我々議員にもわからない条例になっています。ですから、今、玉本課長が言いました両罰規定は罰則の一部だと、ですからこういうことを細かくやっぱり記載しないとわからないんですよ。他の自治体はそういうことをきちんと記載しています。その点を私は疑問を感じています。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

立法技術に沿った規定というのは大事なものと考えております。現在、各地で多くの災害が発生しておりますが、例えば紀北町では気仙沼へ災害支援に行ったことがございます。そこで1日前に紀北町は現地に入り、東京都の職員等とも同じ業務したんですが、1日前に来て要綱等を確認し、次の日から業務に入っております。何の問題もなく、その業務ができたというのは、どこでも同じような立法技術で定められた規定があるので、自治体の職員がそれを確認しやすいといった面がありますので、やはり通例である立法技術的に沿った条例を制定していくことが汎用的であり、また他所の方にもよくわかっている

条例ではないかと、そのように考えてございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

先ほどから罰則のことで続いておりますが、検察庁と協議が続いたというお答えもありました、重ねたと。それが具体的には何回ぐらい何日にされたのかどうか。

そして、県もですね、パブリックコメントを出して、もう11月には議会に提案されるような情報もあります。そういう中で県は4月からこの罰則規定は、条例で始まるであろうかと思われるんですけども、今回2月、この臨時議会で提案された理由は、協議を重ねた結果なのかどうなのか具体的な今回の提案の理由をお願いします。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず検察庁との協議の関係ですが、昨年6月から手続き等を含めた確認をしてございます。ここからが協議の開始というふうに考えますと、終了まで14回程度、電話、メールまた直接お会いしてという協議をしております。

県議会、県条例の関係なんですけど、それは今後の対応で相応の判断をしていくということになるかと思いますが、あくまでこれまで検察庁との協議が終了し次第、罰則を規定していくと町長が申し上げておりましたが、今回、協議が終了したので直近の議会で提案させていただいたというものであります。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

パブリックコメントも県のほうから出されているので、県のほうのことにも町長も今までもですね、県にも要望していく、このことに関しては、そういう回答もございました。2年以下の懲役又は100万円とか、そういう項目は同じなんですけど、内容はたぶん違うところがあるのではないかなと思いますが、県の罰則との違いをざっとでよろしいので、わかっている範囲でお願いできないか、説明をお願いします。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

県条例はまだ制定の最中でございます。また、罰則の規定も定まったものでありますので、その回答については差し控えをさせていただきたいと思えます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

差し控えていただく、でもパブリックコメントで出されてですね、違いというのは確認されて確定ではないですけど、県のは。だいたい概ねは確認されているのではないかなと思うので、回答できないかなと、していただきたいというのと。

そして、先ほどから両罰規定については、通例でこの法が立法的には優れているのではないかというように、私は回答を理解したんですけども、三重県の土砂等の埋め立て等の規制に関する条例の案は両罰規定になっていますね。紀北町のほうが優れているのかどうかお伺いします。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

両罰規定という見出しがあるかないかという問題であります。どちらが優れているということではなくて、紀北町としては立法技術の通例に沿った規定をしていきたいということでもあります。また、県条例の関係なんですけど何度も繰り返しになりますが、これまで三重県の環境審議会等の傍聴をしております。県条例の動向を確認しながら整合させるべき点があるか否かも含めた検証と情報収集を続けておりますので、今後抜かりない対応をしていきたいと、そのように考えております。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

まず1点目、私は今回の条例は罰則規定を含めた改正案だと思っております。ただね、私は前に前回この環境保全条例の制定の時にですね、一応新規の事業者はたぶんこれ以上出ないだろうという中において言いました。だから、私はその中で尾上町長の要請に従って、鈴木知事がですね、県も現状を見て県もこれは条例を定めないかなということ、今やっていますと、今進んでとるという中で、来年の4月にできるようなあれで進んでお

ると聞いております。その中でこの罰則規定の中で、県のある程度の進んでおる中での金額等々の整合性の中で、県のほうが緩やかだったりすると都合悪いんじゃないかなど。そのこのところの話し合いの中でやった、僕はだからこの改正に、罰則規定を入れる改正には時期尚早だと今思っております。

なぜ県、また前者議員ですね、岡村議員が言ったように、県条例また尾鷲も進めているという中でそれを見極めての中での改正でよかったんではないかなど。何故これ急ぐようなことになったんかなど。それが1点ですね。

それで、先ほど罰則規定をつくるのに検察庁と審議したかどうか、協議したかというけど、これは課長大変な仕事をやっていただいたと思うんですけど、各市町村の条例をつくる時には、罰則規定をつくる時には検察庁に相談してくださいという旨の通達が出ていますよね。

当然私はその中で、課長以下皆さんがここで得た考え方を持って、検察庁と協議したその結果、これが回答したということで、理解させてもらっていいですかね。

それで、それとこの事業者に対する今、県に対しての届出だけで建設残土に関する条例は、届出だけで森林法と林地開発の申請だけでよかったかと思えます。それで今回ですね、県がその受付業務を建設残土に対してどうなのか、受付てやってそこで規制をかけていくのかというところもあると思うんですよね。その中で整合性を、県はどういう窓口でつくるかもわからんけど、現状のままの中でまた違う案で出しておるかもわからん。そうなった場合は紀北町の条例というのは、一番強くなるわけですね、今度は。法律、県条例、それをしのいだ強さの権利を発することができるわけですね。そのこのこの整合性はどうかというところをちょっとこの3点だけ、よろしくお願いします。

#### 東清剛議長

玉本環境管理課長。

#### 玉本真也環境管理課長

まず検察庁との協議が必要な理解は議員のおっしゃるとおりであります。あと急ぐ理由ということですが、今回、急いだというよりもこれまで町長が申し上げてきたとおり、検察庁の協議を済ませ、いち早く罰則を規定したいということで協議を進めておりました。県条例の整合性という点で、1点ものすごく留意しなければいけない点があるんですが、まず県条例は土砂に特化した条例であります。一方紀北町の条例は産業廃棄物処理施設であるとか、その他公害を発生させるおそれのある施設等についても、幅広く対応していく

ものでありますので、上限はともかくそれより下の罰則の内容については、紀北町の条例特有の判断をしていく必要があるということで、そういった資料等も検察に提供しながら詰めていったということで、紀北町の条例の内容であれば、罰則の内容また程度がどうであるかという協議の結果がこれでございます。

ただ、現在県から示されている審議会のほうで傍聴しておりますが、上限についてはやっぱり紀北町と同じ程度のようなもので示されておりますが、それは確定したものではありません。

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

先ほど課長が県は土砂等に対する特定した条例であると言われたけど、その他の条例に関しては三重県は前々から言っている環境保護法というのが、これは国よりか上乘せした条例なんですよ。四日市公害をもった時の条例の中の上乗条例を認められた環境保護法でございます。

だから、あとはこの残土に関することに対する以外は本当に日本でも一番厳しい基準を持っておるわけです、生活環境を守るためには。だからそこは県は何もないと、今回は土砂等に対する特記するということの答弁でございましたが、その中でという罰則規定の中でね、やはりこの金額等もだいたいのすり合わせ、内々での情報は得られなかったのかと。得られない状況でのこの金額を示した、検察庁だけの協議の中で出したのかというところをちょっとお願いします。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

検察庁との本格協議が入った段階で、一番印象に残るのが県条例との整合はされているのかといった趣旨の協議もありました。我々はそこでは県の情報は提供することはできませんが、検察庁はそこはしっかりと確認されていることではないかなと。それは推定になってしまいますが、そういったことでそれを増えた協議結果ということでございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

16番 中津畑正量君。

**16番 中津畑正量議員**

16番 中津畑です。ちょっと風邪をひいてちょっと変な声になりますが、よろしく願います。

この条例の一部の改正ですが、これについてはですね、町の人も、残土が随分まだ水、後も出て、この水ちょっと外れますけど、三浦なんかでも水みちが大きくなって、大変な状態やなという思いで不安が広がっております。

そういう意味ではね、この改善をしてですね、はたしてこれは大丈夫なんですかと。例えば検察庁もちょっと先ほど言っておりましたけど、何回相談したのかとか、僕は弁護士の方もおられるんですから、そこら辺にもやっぱりちゃんと話はしていったのかなというところが1点です。そこら辺にも弁護士の方にも、是非聞いておられたと思うんですが、その中身がちょっとありましたら、建設課のほうも全然僕らかも中身がわからんもんですから、こういうような話があつて、こうなりましたというような話も是非披露していただきたいと思えます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

弁護士との相談なんですけど、これは罰則を規定する以前の現在施行中の条例について罰則規定をしていけばという将来の構造に沿った相談をさせていただきます。今回その罰則の構造については、弁護士と相談はさせていただきますが、罰則の程度については、まだ中身の検察側にとって必要な規定の要請については、当然検察庁との協議ということであります。

**東清剛議長**

中津畑正量君。

**16番 中津畑正量議員**

それでは、ほかの町々でもこういう条例をつくっておられるんですけど、こういう話は全然聞いてなかったんでしょうか。あつたら聞かせてほしいんですけども、あつたらの話ですよ。別にここはここのやり方でやるんですから当然、改正もしていくんですから、どうですか。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

質問の趣旨をはき違えておりましたら、申し訳ございません。罰則を規定するにあたり、それは検察庁の協議は必要なものというのは、全自治体の共通認識でありますし、それは当然しなくてはいけないことでもありますので、そこはされているのでしょうかということになります。

東清剛議長

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

最後ですが、ちょっと外れましたけども、そういうところ辺はありましたらね、教えていただきたい、あたってみたんでしょうかということだけの話なんですけど、しかし、最終的にはこれではたして残土の関係は本当にきちっと戸が閉められるかどうか、そこら辺の考え方というか、これで大丈夫ですと。なんかごちゃごちゃになっても裁判になるというのが、それはせんなんのだから当然、この条例に違反した時にはね。そういう点ではわかるんですが、これで何とか止められるという思いがありますかどうか、その点だけ聞かせてください。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

さまざまな事業を規制しようとする条例であります。土砂等に特化したご質問が多いんですが、あくまでさまざまな公害を発生させるおそれのある施設等がありますが、それらについてはすべて安全であれば、それを止める理由はないというふうに考えてございますので、止めるというのがですね、規制を外れたものについては止めるということになります。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 原隆伸君。

6番 原隆伸議員

6番 原隆伸。実行性を高めるという観点からですね、いろいろご説明いただいていますけれども、1点、今までの経過の中で、この条例の制定までに、何故検察庁との交渉までいった条例ができなかったのか。これは条例がつくった後でないと検察庁との交渉はできなかったのか。そこら辺との経過ですね、それとその場に弁護士がどういうふうな関わ



りをしてきたのか。そこについても合わせてご説明願いたいと思います。これが1点です。

2点目としまして、第30条の過失とそれから故意のところですね、ここのところをもう少し詳しくご説明願えれば助かります。

それから、3点目としまして、第32条この法人に対してのあれですけども、罰則なんです、公表とか本条のほうにありましたけども、そこの絡みの対応について、もう少し詳しく願えれば助かります。

それから、もう1点、県の条例ができた時にですね、町としてはそれも加味して、なんか対応する可能性があるのかどうか。その点もご説明いただければ幸いです。よろしくお願ひします。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

検察庁との事前協議の関係でございます。我々としては事前協議をできないものかというところで、昨年の6月の時点からそういった旨の依頼をしておりますが、あくまで確定した条例で協議をいただきたいということでございました。

当時議会では修正等の動きがありましたので、ひょっとして修正等があった場合には、検察との協議と齟齬できるのではないかと判断して、先に本則の議決を急ぎました。やはり執行部の考えたとおり修正の動議が出されましたので、そこは執行部としての判断は正しかったものと考えております。

あと故意の部分であります、まず刑罰なんです、罪を犯す意思がない行為は罰しない、これは原則であります。それらについては当然重罰ということになるかと思いますが、故意ではないものについては罰しないが原則でありますので、ただ、そういった方を罰しないということではなくて、その旨を法律、条例等に規定することによって、原則を崩した規定をしていくというものでありますので、今回その条例の存在を承知していなかったであるとか、また、条例の内容についてよく理解していなかったであるとか、事業が行われる可能性がありますので、そういった方については指導して、すぐに届けを出していただくということで対応していくと。

ただ、当初から無届出で事業を強引に進めていこうというものについては、これは罰則規定を強く持つことは当然だと思いますので、そういった方についてはすぐに停止命令であるとか、措置命令であるとか、最も重い刑罰の罰則のほうに移行していくという考え方

であります。

また、県条例の関係なんですが、これまで繰り返し続けてきたことなんですが、県条例に起因する町条例改正については、県条例の制定をもって相当の判断をしていくということとであります。

ちょっとお待ちください。

東清剛議長

ちょっと待って、答弁漏れの部分があるんで。

東清剛議長

続けてください。

玉本真也環境管理課長

すいません。質問の趣旨を私あまり理解していないかもしれませんので、大変申し訳ないんですが、法人については行為者等が罰則に関するような行為をした場合には罰せられますが、法人については自然人ではないことから、なんていうんですか、罰則、懲役等を科すことができません。ただそこで利益を得るのは法人であることから、それらにも罰則、罰金刑を科すために必要なものでありますが、趣旨が間違っていたら申し訳ありません。

東清剛議長

原隆伸君。

6番 原隆伸議員

1点、1番の中で弁護士との関わり方についての説明がないものですから、何人もそれを言っているのに言わないということは、なんか不都合でもあるんか。

それと、弁護士との関わりについては答えてないですよ。それはそれとして、もう一回明確に教えてください。

それと、30人以上の法人についてですね、本条の中で法人の名前の公表とか法人の敬称ということが入っておると思うんですけども、法人の敬称とか入っている以上、この法人に対する対応というのは、何らか必要であると。

それから、公表の場合のところの例を、公表の場合どういう時に、この公表についてどうするのか、その公表についての本条になかったですか。確かあったような気がする。

東清剛議長

議案の関係じゃないです。罰則規定を決める条例の改正案です。

6番 原隆伸議員

そうしたらそれについては、そののところについて十分対応できているものと解釈して私は終わります。なんか追加するところがあったら、お答え願えれば幸いです。

**東清剛議長**

質疑をしてください。

**玉本真也環境管理課長**

弁護士については、これで3回目のご回答となります。繰り返しになりますが、この本則に罰則を規定するにあたっての条文並びについて、またその内容について、すべて弁護士と相談をしてございます。ただ、罰則の程度については検察庁との協議で決定をしていったというものであります。また、公表については今改正に入ってございませんが、何らかの公表する事案があった場合には、当然違反行為等について公表するという規定は、改正後の改正前の条文中にもございます。

**東清剛議長**

よろしいですね。質疑される方はほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

それでは、ここで質疑を終わります。

---

**東清剛議長**

暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

(午前 10時 45分)

---

**東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 00分)

---

**東清剛議長**

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

3番 柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

3番 柴田洋巳です。上程された議案に反対の立場で発言いたします。

そもそもこの環境条例はですね、そのスタートの時から私は疑問に思っていました。というのは昨年12月でしたか、私まだ議員になって間もなくの頃でした。

その時に最初の全員協議会、その時に配られた資料が今回の条例案でございました。案の案でした。その時に封筒の中にその案が入っていました。マル秘になっていました。

それで、いろいろ町長とか玉本課長が説明された後ですね、これは10日間、あれは確か10日間だと思うんですけども、誰にも言わないでくれと。こんな話が付いておりました。付いてましたというか、付いてましたですね。

これを先日三重県のある職員に話したら、そんなあるんですかと、そういう話で私がまったく疑問に思っていたことと、県の一部職員の方との話がまったく同じでした。そういうスタートで、この条例案ができて、現在一部改正の話になっているわけですけども、さて、この改定案についてですね、私は4、5日真剣に考えました。その結論を申し上げます。

私は臨時提出議案、条例の一部を改正する資料を見てびっくりしました。それは先ほど申し上げました。本条例の一部改定はですね。

**東清剛議長**

改正。

**3番 柴田洋巳議員**

改定ですよ。改定は。

**東清剛議長**

改正。

**3番 柴田洋巳議員**

改正です。失礼しました。改正はですね、協議を届出という文言に変えると、そういう改正ですね。それから罰則を設ける、この2点です。このちっぽけなですね、改定でなく改正か、改定でなく、私が何度も提案している、あるいは同僚議員や畑先生や村田弁護士、奥地ジャーナリストの皆さまが言っている実行性のある条例に根本的に改定すべきだと、私は思っています。

2週間前にですね、尾上町長にも届けました小泉進次郎環境大臣宛ての文章と添付資料を尾上町長がご覧になったと思うのですが、そういう項目に改定しなくちゃならないことがいっぱいございます。

何故そういう根本的なところの改定をしないのか。あるいは議論をしないのか。それが残念で仕方ありません。この改定案を一度やっぱり引っ込めて、根本的な改定論をすべきであると私は思っています。

そういう意味で今回の改定案は、私は反対します。ただ、一部の議員の中にはですね、無いよりましだと、そういう意味でこの改定案に賛成するかもわかりません。でもやっぱり先程来、何人かの方がおっしゃっていたように、本当にあと1カ月や2カ月で、県の条例が出てくるんです。それまで待っても今回の条例を当てはまるような罰則は、両罰は出てこないと思います。

また、先程来、町長あるいは玉本課長から検察庁、検察庁って、何度も繰り返しましたが、その検察庁と協議の中身はですね、私を手元にある三重県の土砂条例の中間案、それから、茨城県市町の条例、千葉県市町の条例の罰則と比較すると雲泥の差なんです。なぜそこまで踏み込んだ、もし罰則規定を提出するのであれば、なぜそこまで踏み込んだ幅の広い町民のためになる罰則を提出しないのか、本当に残念で仕方ありません。

繰り返しますが、今回の改定について、私はそういう意味で反対をいたします。以上です。

#### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

7番 奥村仁君。

#### 7番 奥村仁議員

7番 奥村仁です。議案第55号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

本条例が7月1日に施行されて、その後、建設発生土の搬入については、申請がないと以前聞かせていただいております。そのことから一定の効力が発揮されているものと思っております。

今回の罰則の追加については、県条例の施行を待っての施行でもよかったのではないかとと思いますが、一部の議員から早期の規定制定の声に応え、検察との協議を重ねられ、法の下にも町側に非がでないと認められた上での提案であるということを考えれば、現状

の条例にまして違反開発に関する抑止となると考えられることから、議案第55号については賛成すべきと考えます。

また、その開発につきましてもその行為がなされる前に、この条例が重ねられて最初に制定されていることから、この条例がプラスになると考えますので、皆さま賛成の討論、私の考え方に賛同いただければと思います。よろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

賛成討論される方はありますか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例に関しての賛成討論をさせていただきます。

先程来ですね、私は今この条例改正に対しては、時期尚早ではないかという意見も言わせていただきました。しかし、よく考える中でですね、県条例を待ってのこのことにおいても、やはり先にこの刑罰をつけることによって、この法律が強化されることになりました。

この先、少しの期間でもどういふ変化が起こるかわからない中で、私は強化することに対しての条例の強化に対しては賛成いたしたいと。また、この提案に対しての過去を振り返ってみるとですね、やはり制定時に皆さん各議員の皆さんからも強い要望で、刑罰等のいろんなことを何故つけないのだということの中で、町長の答弁は確か今、検察庁との協議をやっておると。その結果を踏まえて、この罰則規定をつけたいという旨の答弁をずっと繰り返していたかのように思います。

その中で、今回その検察庁のですね、協議の結果、指導の下、またこういう罰則規定の改正ということになったものですから、私はこれでいいんじゃないかと思っております。また、皆さんに私は議員の皆さんに言いたいことはですね、我々は立法をつくる権限も持っています。しかし、我々議員は皆やはり自分の発する言葉にですね、責任を持っていただきたい。持たなければならないというのが私は議員の責任だと思います。なんでも言いっぱなしでいいというようなことでは、これは議論してもまとまりません。

その中で、我々は今一度この議員の立場に振り返ってですね、やはり議員としての責任というものをじっくり考えていただきたい。そういう中においての私のこの条例に対する賛成討論とさせていただきます。

**東清剛議長**

ほかに賛成討論される方はありませんか。

**東清剛議長**

6番 原隆伸君。

**6番 原隆伸議員**

議案第55号 紀北町生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について、県の条例ができるまで待ってもいいんじゃないかという気持ちが十分ありますけれども、環境課長が言っているように、実行性を高めるという観点から、今の条例をより充実させていくという観点と、それから先ほどの質疑に対する回答の中で、県条例が出れば、またその時点で考慮するというご回答をいただきましたので、この言葉をもって私は賛成することといたします。ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

**東清剛議長**

ほかに賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了いたします。

採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 議案第55号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

次に、日程第6 議案第56号 紀伊長島地区学校給食センター厨房機器購入契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

この給食の備品の購入の件なんですけども、これは今回7,700万円ということなんですけども、当初では1億500万円ということが、当初の全協での説明では1億500万円ということで説明を受けたんですけど、それを考えると8割ぐらいの予算が計上されているということになるんですけども、今回この追加予算について、はじめに計上されなかった理由、この点についてを述べていただきたいと思います。

総額に関しても2億7,800万円が5億5,500万円になりますし、海山に関しては3億6,000万円ということで建てられたと、800食でというふうに聞いているんですけど、今回500食で5億5,000万円になるということで、その点についての理由についても答弁を求めます。

東清剛議長

宮本学校教育課長。

宮本忠宜学校教育課長

今回の契約の締結をお願いする契約の金額につきましては、7,733万円というものでございます。当初予算におきましては、1億572万450円ということで当初予算の積算をして、お願いをしております。これにつきましては、厨房機器につきましては、定価での金額で積算をいたし予算を要求させていただきました。

その後、発注するにあたり再度見積り等を徴集させていただいたところ、概ね8割程度の金額で納入可能と判断しましたので、予定価格を引き下げて、今回入札を行ったものでございます。

続きまして、海山の給食センターの建設費用に対し、500食の今回の紀伊長島地区の給食センターの全体の工事費の高騰でございますが、これにつきましては建設工事費等の値上がりによる積算の上昇というものが影響しているものと考えてございます。以上でござ



います。

**東清剛議長**

平野隆久君。

**15番 平野隆久議員**

当初みていた金額よりも8割、入札より減、2割減ということになったということで理解しました。海山の給食センターと今回の給食センターは時期的にも違ふし、その点も考慮されているのかなと思うんですけども、あと車のことについては最初から別ですもんで、この点については概ね理解しました。以上です。答弁を求めます。

**東清剛議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

先ほどお答えさせていただきましたとおり発注時、8割程度の金額で納入が見込めましたもので、当初予算より少ない金額で予定価格を公告させていただきました。以上でございます。

**東清剛議長**

他に質疑される方は、入江康仁君。

12番 入江康仁君。

**12番 入江康仁議員**

あのですね、この金額、施設に対する競争入札の金額はいいんですけど、要は課長この契約は落札が終わった時点に、この中で三重特機となっていますね。それで確か2件の入札ということだったと思うんですけど、要は会社のもので、この概要ぐらひはこれ添付したほうがいいんじゃないかなと。私ども全然この会社もわからないし、その中で良い悪いは別として、その概要ぐらひは付けていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

**東清剛議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

申し訳ありませんでした。落札された三重特機の概要について、資料がございませんので、ここで言葉で説明させていただいて、本当に恐縮なんですけど、三重特機につきましては、海山の給食センターでも厨房機器の購入時に、この三重特機で落札していただいております。そういうことで、この三重特機につきましては、本社は松阪市にございまして、

海山のほうでの実績がございます。例えば故障等した時は早急に来ていただいて、点検していただいておるといような業者でございます。以上でございます。

**東清剛議長**

他に質疑される方は。

11番 近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

2社の一般競争入札という説明でしたが、今回、特別な発注になると思うんですね。専門性を要する入札になると思うんですが、入札参加資格とかそういうものについて、詳しい説明をお願いしたいのと。

どういう、何社ぐらいの方というんか、町内、県外も含めて、どういう方法でこの通知を、インターネットだけでされたのかどうかお伺いします。

**東清剛議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

今回の厨房機器の入札に対する参加資格につきましては、紀北町入札参加資格者名簿の物品業務委託の中で、給食厨房機器で登録されている業者ということがございます。それとあと三重県内にサービス拠点があると。それと2級以上の厨房設備士を有するというような入札参加資格で、入札公告を行っております。その結果、2社の応募がありまして、今回、三重特機が落札されたという結果でございます。

それで、入札につきましては、町のホームページのほうに掲載してございます。

それとこの資格、今、申しました厨房機器の業者、三重県内にサービス拠点のある業者ということでございますが、今この入札参加資格者名簿の中には、91社の業者が登録されております。以上でございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

91社、名簿の中にはあるけれど、2社しかなかったということですね。

そして、納入期間がですね、期限が3月19日なんですけれども、なぜ入札した日時は説明はございませんでした。何故もう少し早くとか遅くとか、臨時議会にかけなければならなくなってしまったのか、理由をお伺いします。

**東清剛議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

今回の厨房機器の入札につきましては、まず6月に建設工事の入札を行いまして、議決をいただきました。その後、建設業者があと今、町のほうで計画しております厨房機器の配管等の打ち合わせというか、確認等もございましたので、入札がこの時期になってしまったということでございます。

それと、納入期限の3月19日の設定についてでございますが、実際の厨房機器の納入につきましては、建設工事の完成後、実際納入し機器の据付け、試運転というような工程でありますので、納入期限は3月19日ということで設定させていただいております。以上でございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

入札の日には何日だったのかというのを伺いました。その答弁漏れと、配管とかそういう部分で早く必要だったということですが、冷蔵庫とかそういうものについては、家庭とか家電とかいうイメージがあると、消費税が10月から10%になって、それ以前の発注、そういう細かい部分については、8%のうちに契約はできなかったのか、そういうこともあつての結果なのか、検討されたのかどうか、少しでも皆さんは消費税の前にですね、家庭ではそういう部分で準備されたと思うんですけども、町としてはどうだったのか伺います。

**東清剛議長**

宮本学校教育課長。

**宮本忠宜学校教育課長**

答弁漏れ大変失礼いたしました。

入札は10月7日に入札を行っております。

続きまして、消費税の8%と10%のことでございますが、消費税につきましては完成が10月1日以降であれば発注が4月の時でも10%というふうに聞いております。ですから当初からこの厨房機器については、完成期限を3月に定めておりましたので、当初から10%ということで計画をさせていただいております。以上でございます。

東清剛議長

他に質疑される方はありませんか。

10番 瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

ちょっと違う観点からちょっとご質問いたします。

これ全体で5億6,000万円ぐらいの予算になったと思うんですね、建物も含めて。当初3月の予算では6億3,400万円ちょっとですね。そうなってくると管財のほうも関係してくると思うんですけども、国庫支出金、地方債、その他一般財源等が違ってくると思うんです。だいたい5億6,000万円の中でおそらく4,700万円ぐらい安くあがったと思うんです。そういうことは管財のほうで検討されていますか、されてないですか。次の項にも入ってくると思うんですけども、お金の問題ですね。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

今の財政課の状況につきまして、説明させていただきます。

まだ事業のほうは施工途中でございまして、まだ財政課のほうといたしましては、事業の精算見込みを出しておりません。以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

10番 瀧本攻議員

そんな答弁ないと思うな。5億6,000万円を組んでですね、どのお金を使うかと、有利な一般財源がないような使い方するのが、いわゆる公金の支出ですよ。それを検討してないというようなことは、これ一般の会計者やったら、これなつとらんですよ。精算してからですね、違うことで答えてもらったらいいよ。だけどそんな答弁の仕方はないですよ。何も考えてないの、これ。

東清剛議長

水谷財政課長。

水谷法夫財政課長

答弁不足で申し訳ございません。この事業の開始の際なんですが、学校教育課のほうでは国庫補助金等を検討していただきまして、財政課のほうでは有利な起債ということで、

合併特例事業債と過疎対策事業債のほうを活用させていただくという事業の案で、事業を進めさせていただいております。なるべく一般財源のほうを使わないというようなやり方ではさせていただいておりますが、私ごめんなさい、先ほど申し上げたのが、まだ事業の全体の精算という形で、すいません、説明はさせていただきました。

事業の精算につきましては、合併特例債と過疎対策事業債を可能な限り充当させていただきまして、一般財源の持ち出しを少しでも、1円でも少なくするようにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**東清剛議長**

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第56号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## 日程第7

東清剛議長

日程第7 議案第57号 学校給食用コンテナ運送車購入契約の締結についてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に討論を終了し採決を行います。

お諮りします。

日程第7 議案第57号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

---

東清剛議長

これで本日の会議を閉じます。

それではこれで、令和元年第3回紀北町議会臨時を閉会いたします。

(午前 11時 30分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元 年 11 月 25 日

紀北町議会議長                      東 清剛

紀北町議会議員                      平野隆久

紀北町議会議員                      中津畑正量